

## 《 女性活躍推進法に基づく行動計画 》

計画期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日
内容	仕事と日常生活（家庭、子育て、介護）を無理なく両立することができるようになる。そのためには気兼ねなく休めるような働きやすい職場環境をつくることが必要である。
課題	現在女性職員の比率は全体の職員の中で63%。男性は36%。医療を提供する職場という特性から女性の比率が極めて高い。故に女性職員が退職することのないサポート体制が必要である。
目標	現在の有給休暇取得率・・・看護部 73.8% 看護部以外の職種 65.4% 看護部、看護部以外の職種を併せて有給休暇取得率プラス5%を目指すこととする。
取り組み	・部署長、職員への意識啓発を行う。 ・保育園、学校行事など積極的に有給休暇を利用してもらう。